

白杵市性の多様性の尊重に関する条例（素案）

1. 条例制定の趣旨

白杵市では、1995（平成7）年に旧白杵市において「白杵市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を制定し、2019（平成31）年には「白杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する条例」に名称を改正して、この条例をもとに白杵市人権教育・人権啓発推進基本計画を策定し、部落差別問題をはじめとする諸課題に対する施策を実施してきました。2021（令和3）年3月にはそれまでの人権8課題に「インターネットをめぐる人権問題」と「性的指向及び性自認に関する人権問題」の2つを新たな人権課題として加えて、人権10課題として取り組み、人権尊重を基調としたまちづくりを推進しているところです。

その取り組みの一つとして、2021（令和3）年4月から「白杵市パートナーシップ宣誓制度」を県内で初めて開始しました。パートナーシップ宣誓制度は、一方または双方が性的少数者のお二人が、互いが人生のパートナーであるということを宣誓し、市がその宣誓書を受領したことを証明するものです。その後、県内他市（豊後大野市・竹田市・日田市・豊後高田市・大分市）にも広がり、2024（令和6）年4月から大分県が「大分県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。（宇佐市・佐伯市・由布市・姫島村も県と同時に開始）

また、2023（令和5）年6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定され、パートナーシップ宣誓制度についても導入する自治体が全国的に増えており、性的少数者への理解は徐々に広がっています。

その一方で、白杵市が宣誓制度を導入して3年が経過しますが、未だ白杵市の制度を利用された方はありません。制度を導入したことで「行政から認められた気がした」といった当事者の声もあり、一概には言えませんが、本人の同意なく暴露する「アウトティング行為」等を恐れて、宣誓制度に申請することや宣誓書受領証を呈示することを躊躇する方々もいるのではないかと推測され、さらなる啓発や支援体制の充実が課題となっています。

そのためには、市だけでなく、市民の皆様、事業者の皆様、教育に携わる方々の協力が欠かせないことから、性的少数者と言われる方への差別意識や偏見の解消に向けて、「アウトティング行為」等の禁止事項や相談体制の整備等を明文化した条例を制定することにより、全市を挙げた取組としたいと考えております。

そこで、「(仮称)白杵市性の多様性の尊重に関する条例(素案)」を制定するものです。

2. 条例の名称及び条文

(1) 本条例の名称

白杵市性の多様性の尊重に関する条例

【解説】

本条例を制定することにより、一人ひとりが、それぞれに性的指向とジェンダーアイ

デンティティをもっていることを理解し、お互いの多様性を尊重して、誰もが安心して暮らせる社会を形成していくことを表しています。

(2) 本条例の条文 (第1条～第11条)

(目的)

第1条 この条例は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様な在り方(以下「性の多様性」という。)が尊重される社会の推進に関し、基本理念を定め、白杵市(以下「市」という。)の責務並びに市民、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにし、一人ひとりが個性と能力を発揮しながら、その人らしく生きることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例を制定するねらいと最終的な到達点を規定するものです。

【解説】

本条例は、私たち一人ひとりがその人らしく生きることができる社会に到達することを目的として、その実現のための基本理念を示すとともに、市の責務並びに市民、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにしています。

(基本理念)

第2条 市、市民、事業者及び教育に携わる者は、性の多様性が尊重され、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする偏見及び差別がなく、誰もが安心して暮らしながら、多様な生き方を選択できる社会の実現を目指すものとする。

【趣旨】

本条は、本条例における基本的な価値と目指すべき姿を規定するものです。

【解説】

本条例において、①性の多様性が尊重されること、②性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする偏見や差別が無いことの2つを基本的な価値観とし、目指す姿として、誰もが安心して暮らしながら、多様な生き方を選択できる社会を表しています。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 性的指向 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

(2) ジェンダーアイデンティティ 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

【趣旨】

本条は、本条例の条文中に用いられる用語の定義を規定するものです。参考：「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」

【解説】

(1) 性的指向：第1条、第2条、第8条

恋愛感情や性的な関心が、どのような対象に向かうかどうかを示す指向のことを言います。「好きになる性」と表現することもあります。

(2) ジェンダーアイデンティティ：第1条、第2条、第8条

出生時の生物学的な性の特徴により、法律上で割り当てられる性別（男または女）とは別に、自己が感じている自分の性に関する認識のことを言います。「心の性」と表現することもあります。

（市の責務）

第4条 市は、第2条に規定する基本理念にのっとり、施策を総合的に作成し、実施するものとする。

【趣旨】

本条は、本条例における市の責務を規定するものです。

【解説】

市では、「臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画」に基づき施策を推進します。また毎年度、本計画の進捗状況を評価し、取組の見直しや年次計画への反映を行います。

（市民の役割）

第5条 市民は、性の多様性に対する理解を深め、社会のあらゆる分野の活動において、性の多様性を尊重し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、本条例における市民の役割を規定するものです。

【解説】

社会を構成する主体の一つである市民には、自らを含めた一人ひとりの性の多様性に対する理解を深め、社会活動において市の施策に協力することが期待されています。

また、本条における「市民」とは、在住、在勤、在学などにかかわらず、市に係る市民個人や市民団体を含むと考えています。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、性の多様性に対する理解を深め、その事業活動を行うに当たって、性の多様性を尊重し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、本条例における事業者の役割を規定するものです。

【解説】

事業者には、サービスの提供等において、あるいは雇用の主体としての行動を含め、その実施する事業活動において、一人ひとりの性の多様性に対する理解を深め、市の施

策に協力することが期待されています。そして、誰もが安心して暮らしながら、多様な生き方を選択できる社会を目指すことができると考えています。

(教育に携わる者の役割)

第7条 教育に携わる者は、性の多様性に対する理解を深め、性の多様性に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、本条例における教育に携わる者の役割を規定するものです。

【解説】

性の多様性が尊重される社会づくりにおいて、教育の場は、一人ひとりの性の多様性への理解や価値観等の形成に大きな影響を与えると考えています。そこで、教育に携わる者には、本条例の基本理念を十分に理解いただくこと等に加え、性の多様性に配慮した教育を行っていただくことを期待するものです。

(権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場面において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性的指向又はジェンダーアイデンティティを理由とする差別的取扱い又は暴力的行為
- (2) 性的指向又はジェンダーアイデンティティを本人の意に反して公表すること。
- (3) 性的指向又はジェンダーアイデンティティの公表を強要し、又は禁止すること。

【趣旨】

本条は、本条例の目的を達成するうえで欠かすことのできない「権利侵害の禁止」を規定するものです。

【解説】

「白杵市パートナーシップ宣誓制度」等において交付された受領証や受領カードを提示した者がパートナーシップの関係にあることを知り得た際などにおいて、(1)～(3)に列記した行為が行われた場合、制度を利用する妨げとなることが想定されることなどから、本条を設けたものです。

(2)では、性のあり方について本人の同意なく他人が暴露する、いわゆる「アウトイング行為」の禁止について規定し、(3)は、自らのジェンダーアイデンティティや性的指向のカミングアウトについて、本人の自由意思に基づき、行う、行わない、を決められるよう規定するものです。

(情報の発信及び流通に関する配慮)

第9条 何人も、情報の発信及び流通に当たっては、性別等に起因する人権侵害に当たる表現を用いないよう十分に配慮しなければならない。

【趣旨】

本条は、本条例における情報の発信及び流通に関する配慮を規定するものです。

【解説】

インターネットにより生活が便利になる一方で、その匿名性を悪用した個人に対する誹謗中傷や差別的な情報の掲示・プライバシーの侵害・差別を助長する表現等がインターネット上に掲載される人権侵害の事例が多発しています。このように不特定多数に容易に情報発信ができる時代において、性別等に起因する人権侵害にあたる恐れのある表現を用いないよう配慮することと定めています。

(広報啓発活動)

第10条 市は、市民、事業者及び教育に携わる者の性の多様性に対する理解を深めるため、必要な広報啓発活動を行うものとする。

【趣旨】

本条は、市が広報啓発活動を行うことについて規定するものです。

【解説】

第5条～第7条（市民、事業者、教育に携わる者の役割）の達成のため、市が率先して、性の多様性に関する理解を深めるための広報啓発活動を、市民、事業者、教育に携わる者に行うことを表しています。

(相談及び苦情の申出)

第11条 何人も、性別等を理由とする人権侵害の相談及び苦情を、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出があったときは、関係機関と連携して適切に対応するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市が実施する性の多様性の尊重の推進に関する施策等について、市民等が相談及び苦情を申し出ることができることについて規定するものです。

【解説】

市が実施する性の多様性の尊重の推進に関する施策に対する市民等の相談については適切な対応が求められます。そのためには、関係機関と連携した相談体制を整備する必要があります。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、本条例に定めのない事項は、市長が別に定めることを規定するものです。